

発議第6号

令和8年9月25日

木津川市議会

議長 柴田 はすみ 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 宮嶋 良造

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく議会の議決を経た契約の変更契約に関する規定を、市長の専決処分事項に加えるため、所要の改正を行うものです。

木津川市議会告示第 号

市長の専決処分事項の指定について（平成19年木津川市議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

木津川市議会議長 柴田 はすみ

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
地方自治法（昭和２２年法律第６７号） 第１８０条第１項の規定に基づき、市長 において専決処分することができる事項 を次のとおり指定する。 １ （略） ２ <u>民間資金等の活用による公共施設等 の整備等の促進に関する法律（平成１１ 年法律第１１７号）第１２条に規定する 契約につき、議会の議決を経た後にお いて、当該契約の変更を行う場合で、 契約変更により増減する金額が５００ 万円を超えないとき。</u> <u>３・４</u> （略）	地方自治法（昭和２２年法律第６７号） 第１８０条第１項の規定に基づき、市長 において専決処分することができる事項 を次のとおり指定する。 １ （略） <u>２・３</u> （略）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。